

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料一覧表(増改築)

認定申請等手数料算定表(棟当たり)

住棟の延べ面積(㎡)	認定申請手数料		変更認定申請手数料			変更認定申請手数料(譲受人決定)	地位承継承認申請手数料
	長期使用構造等適合計画の場合※1	長期使用構造等適合計画以外の場合	基本額	加算額			
				長期使用構造等審査※2	維持保全計画等審査※3		
0 ~ 200㎡以内	21,000	72,000	11,000	51,000	9,300	16,000	16,000
200㎡超 ~ 500㎡以内	37,000	168,000	21,000	131,000	16,000	28,000	
500㎡超 ~ 1,000㎡以内	61,000	269,000	38,000	208,000	23,000	47,000	
1,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	114,000	542,000	67,000	428,000	47,000	90,000	
3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	171,000	955,000	109,000	784,000	62,000	133,000	
5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	251,000	1,628,000	173,000	1,377,000	78,000	193,000	
10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	425,000	3,008,000	285,000	2,583,000	140,000	326,000	
20,000㎡超 ~ 30,000㎡以内	530,000	4,284,000	343,000	3,754,000	187,000	405,000	
30,000㎡超 ~	627,000	5,270,000	393,000	4,644,000	234,000	485,000	

- ※1 長期使用構造等適合計画とは、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画をいう。
- ※2 長期使用構造等の審査が必要な場合(長期使用構造等適合計画の場合を除く)に加算する。
- ※3 住戸面積、維持保全計画及び資金計画に係る変更の場合に加算する。
- ※4 共同住宅等のうち、住棟に含まれる住宅の数が1であるものについては、一戸建ての住宅等として算定する。
- ※5 共同住宅等の場合の1戸あたりの手数料は、上記額を住戸数で除し、100円の位を四捨五入(1万円未満の場合、10円の位を四捨五入)した金額とする。ただし、地位承継承認は1件あたりの手数料とする。  
【算定例】:共同住宅(鉄筋コンクリート造5階建て80戸、床面積8,000平方メートル)の場合の1戸あたりの手数料(適合証を添付して申請する場合)  
 $251,000円 \div 80戸 = 3,137円$  (10の位を四捨五入して)  $\rightarrow 3,100円$
- ※6 併せて建築基準関係規定適合審査を行う場合は、別途、市が定める建築確認申請手数料を加算する。
- ※7 変更認定申請に係る延べ面積は、変更に係る床面積とする。